

美濃加茂市告示第174号

中之島公園指定管理者の公募について

美濃加茂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年美濃加茂市条例第18号）第2条の規定により、都市公園である中之島公園の指定管理者を公募することについて、次のとおり告示する。

令和4年7月22日

美濃加茂市長 藤井 浩 人

1 公の施設の概要

- (1) 施設の名称 中之島公園
- (2) 施設の所在地 美濃加茂市御門町2丁目6番地6
- (3) 設置目的 木曽川の自然を保全しつつ、人々が水辺や森など公園周辺の自然に親しむ場として、また、街を散策する際の拠点として、憩いと賑わいの空間を提供する。

(4) 施設の規模及び概要

ア 敷地面積 29,476.56㎡

イ 延床面積 1,384.08㎡

ウ 施設概要

①自然環境体験学習館【H30.3 築、木造、1階 517.85㎡ 2階 218.61㎡】

開館時間・・・9:00～17:00

休館日・・・火曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）

12月29日から翌年1月3日まで。

（※市と協議の上、開館時間及び休館日の変更可）

A) 大ホール:面積 95.00㎡、小ホール:面積 45.00㎡

B) 管理事務所:面積 16.40㎡

C) 情報コーナー、休憩スペース:面積 110.00㎡

D) 喫茶スペース:面積 114.00㎡

E) 屋外屋根(日除け):面積 190.70㎡

②多目的倉庫【H28.3 築、鉄骨造、250.00㎡】内利用可能面積:120.00㎡

・川や森のアクティビティに必要な備品や消耗品等を保管する。

- ・多目的倉庫の残りの部分は、市の環境課の環境学習用倉庫として利用している。また、環境課によるリサイクル活動が毎週水曜日午前中に行われており、約 250 人の市民の利用がある。
 - ③シャワールーム【H28.5 築、鉄骨造、48.72 m²】
 - ・男女それぞれ 5 箇所 パウダールームあり。
 - ④手洗い場兼倉庫【H29.9 築、木造、36.43 m²】
 - ・バーベキュー備品の収納庫兼洗い場
 - ⑤屋外トイレ【H23.3 築、CB 造・一部木造、33.24 m²】
 - ・多目的トイレも設置。
 - ⑥大型テント【H3 築、鉄骨造、279.50 m²】
 - ・木曽川の眺望を楽しむことのできるウッドデッキあり。
 - ⑦バーベキュー広場【3,200 m²】
 - ・5m×5m のウッドデッキ 15 箇所、その他エリア内空地にバーベキュースペース設置可能。
 - ⑧芝生広場【3,200 m²】
 - ・憩いの場、イベントが可能。
 - ⑨駐車場【180 台】
 - ・市内循環バスの停留所あり。
 - ⑩隣接する森【約 1.9ha】（指定管理区域外）
 - ・散策や自然環境体験学習の場等として利用可能。
 - ⑪中之島公園隣接のキャンプエリア【約 0.3ha】（指定管理区域外）
 - ・中之島公園との連携による更なる賑わいを創出するため、令和 5 年度から令和 11 年度までの期間、中之島公園隣接のキャンプエリアを活用した社会実験を実施する。
- ※⑩⑪は、民有地を市が無償借地しています。構造物の新築及び、直火の取り扱いが不可能であるなど活動の制限あり。

エ 年間来場者数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年間来場者数	109,789 人	136,275 人	110,386 人	125,898 人

2 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細は別紙「中之島公園指定管理業務仕様書」のとおりとする。

- (1) 中之島公園の維持管理に関する業務
- (2) 中之島公園における行為の許可に関する業務
- (3) 中之島公園の利用の禁止又は制限に関する業務
- (4) 中之島公園の使用の許可に関する業務

- (5) 中之島公園の利用料金等の徴収に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、美濃加茂市長が必要と認める業務

3 指定期間

令和5年4月1日から令和12年3月31日まで（7年間）

4 指定を受けるために必要な資格等

応募者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体により構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない団体であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加を制限される団体（法人以外の団体にあっては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。）
 - イ 当該団体の原因により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体（団体の役員、代表者及び構成員が該当する場合を含む。）
 - エ 国税及び地方税に滞納がある団体（法人以外の団体にあっては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。）
- (3) 美濃加茂市入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されていること。ただし、入札参加資格者名簿に登録されていない者であっても、美濃加茂市プロポーザル方式等実施要綱（令和元年美濃加茂市告示第23号）第4条第2項各号に規定する書類を参加表明書に添付し、参加することができる。なお、契約の相手方となったときは、契約締結時までに入札参加資格者名簿に登録されること。
- (4) 告示の日から契約締結までの間に、美濃加茂市建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱（平成28年美濃加茂市告示第61号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和5年度から令和11年度までの期間、中之島公園隣接のキャンプエリアを活用した社会実験に係る業務を請け負うことができる団体であること。

5 提出書類

提出書類（参加表明書、提案書等）は、別紙「中之島公園指定管理者募集要項」のとおりとする。

6 参加表明書の提出期間

令和4年7月22日（金）午前9時から令和4年8月12日（金）午後5時まで

7 提案書等の提出期間

令和4年8月22日（月）午前9時から令和4年8月31日（水）午後5時まで

8 その他

- (1) 公募の詳細は、別紙「中之島公園指定管理者募集要項」による。
- (2) 指定管理者は、指定管理業務とは別に、中之島公園隣接のキャンプエリアを活用した社会実験に係る業務を請け負うこと。詳細は別添「中之島公園隣接のキャンプエリア有効活用社会実験委託業務仕様書」のとおりとし、市は指定管理者と随意契約を行う。

9 問い合わせ先

美濃加茂市 建設水道部土木課

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1

TEL：0574-25-2111（内線402、414）

E-mail：doboku@city.minokamo.lg.jp

中之島公園指定管理者募集要項

令和4年7月
美濃加茂市

中之島公園指定管理者募集要項

美濃加茂市（以下「市」という。）は、都市公園である中之島公園の設置目的を効率的かつ効果的に達成するため、美濃加茂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年美濃加茂市条例第18号）第2条の規定により、中之島公園の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集する。なお、本募集は、公募型プロポーザル方式にて実施するものとする。

1 施設の概要

- (1) 施設の名称 中之島公園
- (2) 施設の所在地 美濃加茂市御門町2丁目6番地6
- (3) 設置目的 木曽川の自然を保全しつつ、人々が水辺や森など公園周辺の自然に親しむ場として、また、街を散策する際の拠点として、憩いと賑わいの空間を提供します。

(4) 施設の規模及び概要

ア 敷地面積 29,476.56㎡

イ 延床面積 1,384.08㎡

ウ 施設概要

- ①自然環境体験学習館【H30.3 築、木造、1階 517.85㎡ 2階 218.61㎡】

開館時間・・・9:00～17:00

休館日・・・火曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）

12月29日から翌年1月3日まで。

（※市と協議の上、開館時間及び休館日の変更可）

A)大ホール:面積 95.00㎡ 小ホール:面積 45.00㎡

B)管理事務所:面積 16.40㎡

C)休憩スペース、情報コーナー:面積 110.00㎡

D)喫茶スペース:面積 114.00㎡

E)屋外屋根(日除け):面積 190.70㎡

- ②多目的倉庫【H28.3 築、鉄骨造、250.00㎡】内利用可能面積:120.00㎡

・川や森のアクティビティに必要な備品や消耗品等を保管する。

・多目的倉庫の残りの部分は、市の環境課の環境学習用倉庫として利用している。また、環境課によるリサイクル活動が毎週水曜日午前中に行われており、約250人の市民の利用がある。

- ③シャワールーム【H28.5 築、鉄骨造、48.72㎡】

・男女それぞれ5箇所 パウダールームあり。

- ④手洗い場兼倉庫【H29.9 築、木造、36.43㎡】

- ・バーベキュー備品の収納庫兼洗い場
 - ⑤屋外トイレ【H23.3 築、CB 造・一部木造、33.24 m²】
 - ・多目的トイレも設置。
 - ⑥大型テント【H3 築、鉄骨造、279.50 m²】
 - ・木曽川の眺望を楽しむことのできるウッドデッキあり。
 - ⑦バーベキュー広場【3,200 m²】
 - ・5m×5m のウッドデッキ 15 箇所、その他エリア内空地にバーベキュースペース設置可能。
 - ⑧芝生広場【3,200 m²】
 - ・憩いの場、イベントが可能。
 - ⑨駐車場【180 台】
 - ・市内循環バスの停留所あり。
 - ⑩隣接する森【約 1.9ha】（指定管理区域外）
 - ・散策や自然環境体験学習の場等として利用可能。
 - ⑪中之島公園隣接のキャンプエリア【約 0.3ha】（指定管理区域外）
 - ・中之島公園との連携による更なる賑わいを創出するため、令和 5 年度から令和 11 年度までの期間、中之島公園隣接のキャンプエリアを活用した社会実験を実施する。
- ※⑩⑪は、民有地を市が無償借地しています。構造物の新築及び、直火の取り扱いが不可能であるなど活動の制限あり。

エ 年間来場者数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年間来場者数	109,789 人	136,275 人	110,386 人	125,898 人

2 業務の内容及び基準

指定管理者が行う業務は次のとおりとし、業務の詳細及び基準は別紙「中之島公園指定管理業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおりとする。

- (1) 中之島公園の維持管理に関する業務
- (2) 中之島公園における行為の許可に関する業務
- (3) 中之島公園の利用の禁止又は制限に関する業務
- (4) 中之島公園の使用の許可に関する業務
- (5) 中之島公園の利用料金等の徴収に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、美濃加茂市長が必要と認める業務

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（7 年間）

4 役割分担及び危険負担

中之島公園の管理運営に関する指定管理者と市の役割分担及び危険負担は、業務仕様書のとおりとする。ただし、業務仕様書に定める事項に疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、指定管理者と市が協議のうえ、役割分担及び危険負担を定めるものとする。

5 応募者の参加資格

応募者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体により構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）であること。

(2) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加を制限される団体（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。）

イ 当該団体の原因により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体（団体の役員、代表者及び構成員が該当する場合を含む。）

エ 国税及び地方税に滞納がある団体（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。）

(3) 美濃加茂市入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されていること。ただし、入札参加資格者名簿に登録されていない者であっても、美濃加茂市プロポーザル方式等実施要綱（令和元年美濃加茂市告示第23号）第4条第2項各号に規定する書類を参加表明書に添付し、参加することができる。なお、契約の相手方となったときは、契約締結時までに入札参加資格者名簿に登録されること。

(4) 告示の日から契約締結までの間に、美濃加茂市建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱（平成28年美濃加茂市告示第61号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 令和5年度から令和11年度までの期間、中之島公園隣接のキャンプエリアを活用した社会実験に係る業務を請け負うことができる団体であること。

6 失格要件

参加表明書を提出してから指定管理者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、当該応募者を失格又は審査の対象から除外するものとし、その理

由を付して文書で通知するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 一つの応募者が複数の提案を行ったとき。
- (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (5) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (6) 応募者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至ったとき。
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (9) 著しく信義に反する行為があったとき。

7 応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、参加表明書の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。
- (4) 本募集要項に基づき応募者から提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。採用・不採用に関わらず、市は本募集の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容が無償で利用できる。
- (5) 本募集要項に基づき応募者から提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由いかに関わらず提案書の返却はしない。
- (6) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (7) 本募集に係る情報公開請求があった場合は、美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号）に基づき、提案書を公開することがある。

8 スケジュール

項目	実施日・期限等
募集要項の公表	令和4年 7月22日（金）
参加表明書の提出期間	令和4年 7月22日（金）午前9時から 令和4年 8月12日（金）午後5時まで
事前説明会・現地見学会の参加申込期限	令和4年 7月28日（木）まで

事前説明会・現地見学会の開催	令和4年 8月 1日（月）午後1時30分から
質問の受付	令和4年 8月 2日（火）午前9時から 令和4年 8月 4日（木）午後5時まで
質問の回答	令和4年 8月 9日（火）
指定管理者指定申請書等の受付	令和4年 8月22日（月）午前9時から 令和4年 8月31日（水）午後5時まで
第1次審査（書類審査）	令和4年 9月 6日（火） ※応募者が5者以下の場合は省略する場合がある。
第1次審査結果の通知	令和 4年 9月13日（火）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 4年 9月27日（火）
最優先候補者の決定、通知	令和 4年11月上旬
協定協議・仮協定の締結	令和 4年11月中旬 ・必要に応じて仮協定を締結する。
指定管理者の指定の議決	令和 4年12月
指定管理者の指定の通知・告示	令和 4年12月
基本協定の締結	令和 5年 1月
次期指定管理者による管理開始	令和 5年 4月 1日（土）

9 参加表明書の提出

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル方式等参加表明書

（様式はホームページで取得すること。窓口では配布しない。）

※入札参加資格者名簿に登録がない場合は、参加表明書に次の書類を添付すること

② 履歴事項全部事項証明書

③ 財務諸表（直近のものに限る。）

※後述の提案書等の提出においても再度提出するものとする。

④ 国税の納税証明書（法人税及び消費税及び地方消費税に係るもの。）

⑤ 本店又は支店の所在地における市町村税の完納証明書（直近3年分）

※②から④までの書類は、それぞれ写しでも可とする。写しの場合は、原本証明を行うものとする。

※共同事業体の場合は、すべての構成団体が②から④までの書類を提出する

こと。

(2) 提出先 美濃加茂市建設水道部土木課 ※持参に限る

(3) 提出期間 令和4年7月22日（金）午前9時から
令和4年8月12日（金）午後5時まで

(4) 参加資格の認定及び通知

参加資格の認定は、令和4年8月18日（木）をもって行うものとし、その結果は、令和4年8月19日（金）までに通知（発送）する。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

参加資格が認められなかった者は、令和4年8月25日（木）までに書面により理由について説明を求めることができる。説明を求められたときは、令和4年8月29日（月）までに書面により回答する。

10 事前説明会・現地見学会の開催

事前説明会・現地見学会を次のとおり開催する。参加希望の団体は、令和4年7月28日（木）午後5時までに、団体の名称及び参加する者の氏名、連絡先を担当まで連絡すること。

(1) 現地説明会 令和4年8月1日（月）午後1時30分から午後3時まで

(2) 開催場所 中之島公園

(3) 連絡先 美濃加茂市建設水道部土木課

TEL 0574-25-2111（内線402、414）

担当者 三輪、宇佐見

11 質問の受付・回答

(1) 提出方法 質問がある場合は、団体名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を質問書（様式第15号）に簡潔にまとめ、E-mailで提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。

(2) 提出先 美濃加茂市建設水道部土木課

TEL 0574-25-2111（内線402、414）

E-mail doboku@city.minokamo.lg.jp

担当者 三輪、宇佐見

(3) 受付期間 令和4年8月2日（火）午前9時から

令和4年8月4日（木）午後5時まで

(4) 回答方法 質問とその回答は、令和4年8月9日（火）にまとめて市ホームページで公表する。なお、質問の内容によっては回答しない場合がある。

1 2 指定管理者指定申請書、提案書等の提出

(1) 提出書類

提案書等の提出書類は、次のとおりとする。なお、各様式を補完する書類の添付は妨げないものとし、次に掲げる書類とは別に提出する。

番号	書 類 名	様式番号	要提出
1	指定管理者指定申請書	様式第 1 号	○
2	中之島公園の管理に係る事業計画書	様式第 2 号	○
3	中之島公園の管理に係る収支予算書	様式第 3 号	○
4	団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類	任意様式	○
5	団体の役員名簿、組織体系その他団体の概要を示す書類	任意様式	○
6	法人の登記事項証明書 ※団体が法人の場合 代表者の住民票の写し ※団体が法人以外の場合	—	○
7	申請を行う日の属する事業年度の団体の事業計画書及び収支予算書	任意様式	○
8	直近事業年度の団体の事業報告書及び財務諸表 ※現事業年度に設立された団体にあつては、その 設立時における事業計画書及び財産目録	任意様式	○
9	誓約書	様式第 4 号	○
1 0	国税及び地方税に滞納がないことを明らかにする書類 ※証明書は、募集の告示の日（令和 4 年 7 月 2 2 日（金））以後に交付されたものに限る。	—	○
1 1	提案書		
	①施設の設置目的に関する提案書	様式第 5 号	○
	②利用者の平等な利用に関する提案書	様式第 6 号	○
	③実施事業のサービス向上、利用者数・稼働率向上に関する提案書	様式第 7 号	○
	④施設の維持管理運営経費縮減に関する提案書	様式第 8 号	○
	⑤物的能力及び人的能力に関する報告書・提案書	様式第 9 号	○
	⑥危機管理能力に関する提案書	様式第 1 0 号	○
	⑦地域との協働等に関する提案書	様式第 1 1 号	○
	⑧その他施設の管理が適正に行われることに関する提案書	様式第 1 2 号	○
1 2	見積書	様式第 1 3 号	○
1 3	団体案内のパンフレット	任意様式	※1

1 4	不測の事態発生時の独自の対応マニュアル	任意様式	※2
1 5	公園管理運営事業の実施に係る独自のマニュアル	任意様式	※2
※共同事業体を組成して応募する場合			
1 6	共同事業体協定書 ※3	任意様式	○
1 7	共同事業体委任状	様式第14号	○

※1 団体案内のパンフレットがない場合は、提出不要

※2 独自のマニュアルがある場合のみ提出

※3 別添資料を参考に作成すること。

(2) 提出先 美濃加茂市建設水道部土木課 ※持参に限る

(3) 受付期間 令和4年8月22日（月）午前9時から

令和4年8月31日（水）午後5時まで

(4) 提出部数 11部（正本1部、副本10部）

- ・A4版、両面印刷、ステープラー留めとする。
- ・ファイル綴じ込み等製本はしないこと。
- ・文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とすること。
- ・提案書は、①から⑧まで各ページの下部中央にページ番号（通し番号）を付すこと。表紙を1ページ目とする。
- ・11部のうち、正本（1部）以外の副本（10部）には、参加事業者が特定できる語句及びマーク等を記載してはならない。

1.3 共同事業体に応募する場合の留意事項

共同事業体を組成して応募する場合は、次の事項に留意すること。

(1) 代表団体の選定等

ア 応募者は、構成団体の中から代表団体を定め、参加表明書にて明らかにすること。

イ 代表団体は、本募集への応募手続や、優先交渉権者（最優先候補者）となった場合における協定協議など市との調整・協議等における窓口役を担うとともに、共同事業体を代表して協定の締結を行うものとする。

ウ 指定管理業務を行う上での構成団体の役割、業務分担等を、事前に明確にすること。

エ 共同事業体の組織及び編成、指定管理業務の履行に関する基本事項、資金管理方法、その他の共同事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について決定する運営委員会をすべての構成団体をもって設けること。

(2) 構成団体の要件

共同事業体を組成するすべての構成団体が応募資格等の要件を満たしていな

い場合は、応募することができない。

(3) 共同事業体協定書及び委任状の提出

ア (1)の事項を担保するために、あらかじめ構成団体間で「共同事業体協定書」(任意様式：添付資料4参考)を締結し、提案書等の提出時に副本を1部提出すること。

イ 併せて、指定管理料の請求や受領などの権限を代表団体に委任する「共同事業体委任状」(様式第14号)を提出すること。

ウ 共同事業体協定書における構成団体の役割、業務分担等は、あくまでも共同事業体内部にとどまるものであり、市への責任については連帯債務と同様の考え方により共同事業体のすべての構成団体が負うものとする。

(4) 応募における必要書類の提出

ア 指定管理者指定申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)、提案書(様式第5号～第12号)、見積書(様式第13号)、共同事業体協定書(副本)及び共同事業体委任状(様式第14号)は、代表団体が代表して作成し、提出すること。

イ その他必要な書類(各種証明書、事業報告書、誓約書(様式第4号)等)は、すべての構成団体の書類を代表団体が取りまとめて提出すること。

(5) その他応募における留意事項

ア 応募の受付期間経過後の構成団体の変更は認められない。

イ 同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできない。

ウ 単独で応募した団体は、他の共同事業体の構成団体となることはできない。

エ 共同事業体の構成団体は、単独で応募することはできない。

1.4 審査委員会による審査

本募集における審査は、中之島公園指定管理業務に係るプロポーザル方式審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

1.5 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

ア 審査委員会は、提案書等について、「1.6 審査基準」に示す審査基準に従って評価を行い、得点の合計が最も高い提案から上位5団体を選考する。ただし、応募者が5団体以下のときは第1次審査を省略することがある。

イ 第1次審査の最低基準点は満点の70%とする。

ウ 応募者名は審査委員会には非公開で行う。

エ 市は、第1次審査の点数を第1次審査の通過／非通過の決定のみに利用し、第2次審査においては利用しない。

オ 審査委員が採点した得点のうち、最上位及び最下位の得点は、それぞれ使用

しない。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 審査委員会は、第1次審査において通過した応募者を対象に、1団体ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。なお、審査の順番については提案書等の受付順とする。

イ プレゼンテーション30分以内、ヒアリング30分以内とする。

ウ 応募者名は審査委員会には非公開で行う。

エ 開始時間及び場所は、第1次審査通過団体に別途通知する。

オ 応募者は、事業計画書の内容を説明するためにパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用することができる。これらを使用する場合は事前にその旨を市に連絡すること。なお、スクリーン及び電源コンセントは市が用意し、それ以外に必要な機材（パソコン、プロジェクター、ポインター、ケーブル等）は応募者が準備すること。

カ 審査委員が採点した得点のうち、最上位及び最下位の得点は、それぞれ使用しない。

キ 第2次審査の最低基準点は満点の70%とする。

※1団体のみが応募した場合でも、最低基準点を満たさない場合は指定管理者に選定されない。

(3) 審査の結果

審査結果は、全応募者に文書で通知する。また、最終審査結果は、市のホームページ上でも公表する。

16 審査基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりとする。なお、中之島公園隣接のキャンプエリアは指定管理区域外であり、別途業務委託にて社会実験を実施するエリアであるため、中之島公園隣接のキャンプエリアを利用した提案は行わないこと。中之島公園隣接のキャンプエリアを利用した提案は審査における評価の対象外とし、記載してある場合も評価はしない。

※指定管理区域、隣接する森及び中之島公園隣接のキャンプエリアの詳細は、別添「位置図・配置図等」を参照。

(1) 中之島公園の設置目的が十分に達成されること。（1次審査10点、2次審査5点）

① 事業計画は中之島公園の効用を最大限に発揮し、設置目的に沿った成果が十分に得られるものであるか。

(2) 利用者の平等な利用が確保されること。（1次審査10点、2次審査5点）

① 中之島公園における利用者の平等な利用について、適切な方策がとられて

いるか。（不当な差別的取扱いの禁止など）

(3) 中之島公園における実施事業に関する能力やノウハウがあり、サービスの向上、利用者数・稼働率の向上が図られること。（1次審査40点、2次審査20点）

- ① 仕様書に定められた業務や年間の事業計画等について、効果的・効率的に実施するための具体的な提案がされているか。
- ② 利用者へのサービス向上（自主事業等）に関する具体的な提案がされているか。自主事業において収益が見込まれる場合は、その収益の一部を利用者に還元する具体的な取組み（施設投資を含む）が提案されているか。
- ③ 中之島公園の利用促進（広報、営業等）に関する具体的な提案がされているか。
- ④ 利用者の要望、苦情を適切に把握・対応し、サービス向上につなげる具体的な提案がされているか。

(4) 中之島公園の維持管理・運営に関する能力やノウハウがあり、維持管理運営経費の縮減、費用対効果の向上が図られること。（1次審査30点、2次審査15点）

- ① 中之島公園の収支計画は適切かつ実現可能な内容となっているか。（過大な収支が見込まれている。必要な経費が支出に計上されていないなど不適切な点はないか。）
- ② 維持管理運営経費の縮減、費用対効果の向上を図る具体的な提案がされているか。
- ③ 指定管理料の上限額に対する提案価格（経費縮減効果）

(5) 中之島公園の維持管理・運営及び事業を安定的に実施するために必要な物的能力及び人的能力を有していること。（1次審査30点、2次審査18点）

- ① 過去の決算や業績から経営状況は良好であるか。
- ② 同種施設の運営実績があり、維持管理・運営に関するノウハウがあるか。
- ③ 事業計画を実施するために適正な管理体制が組織され、管理責任者が明確に示されているか。
- ④ 業務遂行に必要な資格者、経験者及び人員の配置が確保されているか。
- ⑤ 職員研修に関する方針や計画が具体的に示されているか。
- ⑥ 労働法令、その他関係法令等を遵守する体制・仕組みが整えられているか。

(6) 危機管理体制が整備されていること。（1次審査30点、2次審査12点）

- ① 緊急時、災害時の対応策や連絡体制が明確に示されているか。
- ② 利用者及び職員の安全管理に関する体制・仕組みが適切に整えられているか。
- ③ 個人情報の管理体制が適切に整えられているか。

(7) 地域との協働等が図られていること。（1次審査20点、2次審査10点）

- ① 地域・ボランティア団体等との連携や協働に関する具体的な提案がされているか。
 - ② 市民の就労促進に寄与し、物品の調達、外部委託等について市内事業者に配慮しているか。
- (8) その他中之島公園の管理が適正に行われること。(1次審査30点、2次審査15点)

① まちづくり(木曽川中流域の賑わい創出)に配慮した事業活動が計画されているか。

※当市は、木曽川中流域かわまちづくり協議会及び木曽川中流域観光振興協議会のメンバーです。

② SDGsに取り組む事業活動が計画されているか。

- (9) モニタリング結果の反映(1次審査10点、2次審査5点)

更新時の選定の際に現に管理を行っている指定管理者が応募した場合は、モニタリング結果に基づき加点又は減点を行うことで、これまでの管理運営の実績を反映させるものとする。

ア 対象となるモニタリング結果

指定初年度から公募前年度までの「担当課の期末モニタリング結果」及び「指定管理者評価委員会の二次評価結果」

イ 評価点

モニタリング結果(総合評価)	評価点
A (優良)	+10点
B (良好)	+5点
実績なし(新規応募者)	±0点
C (課題有)	-5点
D (要改善)	-10点

ウ 実績反映ポイントの算出方法

- ① 指定初年度から公募前年度までの各年度の評価点の平均・・・㉞
- ② ㉞を小数点以下第1位四捨五入=実績反映ポイント

エ 留意点

- ① 「担当課の期末モニタリング結果」と「指定管理者評価委員会の二次評価結果」が異なる場合は、「指定管理者評価委員会の評価結果」を採用することとする。

(例) 担当課の総合評価：A、指定管理者評価委員会の総合評価：Bの場合
⇒「B(+5点)」を採用

- ② 上記評価点(-10点～+10点)は、審査基準の採点表を200点満点(実

績反映ポイントを除く)とした場合であり、100点満点とした場合は2分の1(−5点〜+5点)とする。

1 7 指定管理料等

- (1) 中之島公園の指定管理業務にかかる指定管理料の上限額は下記のとおりとする。

令和 5 年度	1 9, 8 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和 6 年度	1 9, 8 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和 7 年度	1 9, 8 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和 8 年度	1 9, 8 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和 9 年度	1 9, 8 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和 1 0 年度	1 9, 8 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和 1 1 年度	1 9, 8 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
合 計	1 3 8, 6 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

- (2) 応募段階での見積金額が上記の上限額を超える提案については、その段階で失格となる。
- (3) 市は指定管理料の上限額について、債務負担行為として予算計上する。
- (4) 見積書(様式第 1 3 号)において提示のあった金額に基づき、年度ごとに指定管理者と協議を行い、予算額の範囲内で指定管理料を決定する。
- (5) 市は協定で定められた支払方法により、指定管理者からの請求に応じて指定管理料を支払うものとする。
- (6) 中之島公園における利用料金等は、美濃加茂市都市公園条例(昭和 5 3 年美濃加茂市条例第 1 1 号)第 1 6 条の 6 に定める利用料金等とし、指定管理者の収入とする。

1 8 指定管理者の決定及び協定の締結

- (1) 2 次審査の最高得点者を中之島公園指定管理者の最優先候補者とし、協定締結の協議を行う。ただし、当該協議が不調のときは、次に得点の高い応募者から順に協定協議を行い、合意に達した団体と仮協定を締結する。
- (2) 協定内容(指定管理料の額、業務内容、リスク分担等)は、業務仕様書、提案書等に基づいて協議の上決定するものとし、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。ただし、選定されなかった応募者との間で不公平な取扱いとならないよう、業務仕様書に規定された基本的な事項については修正しないものとする。
- (3) 指定管理者は、令和 4 年 1 2 月美濃加茂市議会の議決を経て決定(指定)する。

指定の告示後、仮協定に基づき、本協定（基本協定、年度協定）を締結する。

19 業務の引継ぎ

市議会の議決を経て指定管理者に指定された時は、指定後速やかに市及び現指定管理者と業務の引継ぎの時期、内容等について調整を行い、確実に業務の引継ぎを行なうこと。なお、業務の引継ぎに要する費用は現指定管理者が負担することとし、資材・人材の確保等準備行為に要する費用は次期指定管理者の負担とする。

20 その他

- (1) 指定管理者は、指定管理業務とは別に、中之島公園隣接のキャンプエリアを活用した社会実験に係る業務を請け負うこと。詳細は別添「中之島公園隣接のキャンプエリア有効活用社会実験委託業務仕様書」のとおりとし、市は指定管理者と随意契約を行う。
- (2) 本募集において使用する言語は日本語、通貨単位は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

21 問合せ先

美濃加茂市 建設水道部土木課

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1

TEL：0574-25-2111（内線402，414）

E-mail：doboku@city.minokamo.lg.jp

担当者：三輪、宇佐見

22 別添資料

別添1：中之島公園指定管理業務仕様書（備品リスト含む）

別添2：中之島公園の管理運営に関する基本協定書（案）

別添3：中之島公園の管理運営に関する年度協定書（案）

別添4：共同事業体協定書（ひな型）

別添5：位置図・配置図等

別添6：中之島公園隣接のキャンプエリア有効活用社会実験委託業務仕様書

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

美濃加茂市長 藤井 浩人 宛

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

公募型プロポーザル方式等参加表明書

件名 中之島公園指定管理業務

上記件名の業務等について、公募型プロポーザル方式等に参加します。

※美濃加茂市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、美濃加茂市プロポーザル方式等の実施要綱第 4 条第 2 項に規定する書類を添付してください。

（連絡担当者）

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

様式第 1 号（第 9 条関係）

※ 共同事業体の場合

年 月 日

美濃加茂市長 藤井 浩人 宛

共同事業体の名称

（代表団体）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

（構成団体）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

公募型プロポーザル方式等参加表明書

件名 中之島公園指定管理者業務

上記件名の業務等について、公募型プロポーザル方式等に参加します。

※美濃加茂市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、美濃加茂市プロポーザル方式等の実施要綱第 4 条第 2 項に規定する書類を添付してください。

（連絡担当者）

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

指定管理者指定申請書

年 月 日

美濃加茂市長 藤井 浩人 宛

申請者

団体名

団体住所

代表者名

連絡先（電話）

次のとおり、公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、美濃加茂市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 3 条の規定により申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

施設の名称 中之島公園

施設の所在地 美濃加茂市御門町 2 丁目 6 番地 6

2 添付書類

- （1）管理を行おうとする公の施設の事業計画書（様式第 2 号）及び収支予算書（様式第 3 号）
- （2）前事業年度の収支計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体を除く。）
- （3）前事業年度の賃借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録）
- （4）現事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- （5）定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等）
- （6）団体の役員名簿及び組織体系を示す書類
- （7）美濃加茂市公の施設の係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 3 条第 1 号から第 3 号までに該当していないことを記した誓約書（様式第 4 号）
- （8）国税及び地方税に滞納がないことを明らかにする書類（証明書は、公募に関する告示の日以後の交付されたものに限る。）
- （9）条例第 2 号第 4 号に規定する指定を受けるために、必要な資格等が定められているときは、その資格等を有していることを明らかにする書類

様式第 1 号（第 3 条関係）

※共同事業体の場合

指定管理者指定申請書

年 月 日

美濃加茂市長 藤井 浩人 宛

申請者

共同事業体の名称

（代表団体）

団体名

団体住所

代表者名

連絡先（電話）

（構成団体）

団体名

団体住所

代表者名

団体名

団体住所

代表者名

次のとおり、公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、美濃加茂市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 3 条の規定により申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

施設の名称 中之島公園

施設の所在地 美濃加茂市御門町 2 丁目 6 番地 6

2 添付書類

- （1）管理を行おうとする公の施設の事業計画書（様式第 2 号）及び収支予算書（様式第 3 号）
- （2）前事業年度の収支計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体を除く。）
- （3）前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録）
- （4）現事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- （5）定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等）
- （6）団体の役員名簿及び組織体系を示す書類
- （7）美濃加茂市公の施設の係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 3 条第 1 号から第 3 号までに該当していないことを記した誓約書（様式第 4 号）
- （8）国税及び地方税に滞納がないことを明らかにする書類（証明書は、公募に関する告示の日以後の交付されたものに限る。）
- （9）条例第 2 号第 4 号に規定する指定を受けるために、必要な資格等が定められているときは、その資格等を有していることを明らかにする書類

中之島公園の管理に係る事業計画書

(年度～ 年度)

申 請 者	団体名			
	団体住所			
	代表者名			
	連絡先		電話番号	
1	管 理 を 行 う 基本的な方針			
2	管 理 を 行 う 人員及び組織 (職員配置・ 研修体制等)			
3	管理に伴って 取得した個人 情報を保護す るための措置			
4	指定期間中に 実施する事業 の 内 容			
5	そ の 他			

様式第 2 号（第 3 条関係）
※共同事業体の場合

中之島公園の管理に係る事業計画書

(年度～ 年度)

申請者	共同事業体名			
	代表団体名			
	代表団体住所			
	代表者名			
	連絡先		電話番号	
1	管理を行う基本的な方針			
2	管理を行う人員及び組織（職員配置・研修体制等）			
3	管理に伴って取得した個人情報保護するための措置			
4	指定期間中に実施する事業の内容			
5	その他			

中之島公園の管理に係る収支予算書（ 年度）

団体名 _____
(単位：千円)

収入合計（A）		内 訳	備 考
項 目			
支出合計（B）			
項 目	人 件 費		
	事 務 費		
	事 業 費		
	施設管理費		
	事務経費		
収支（A）－（B）			

事業別調書（年度別事業計画書）

事 業 名	目 的 ・ 内 容 等	実施時期回数	事業費（千円）

※具体的な事業内容を記入してください

様式第3号（第3条関係）

※共同事業体の場合

中之島公園の管理に係る収支予算書（ 年度）

共同事業体名 _____
(単位：千円)

収入合計（A）		内 訳	備 考
項 目			
支出合計（B）			
項 目	人 件 費		
	事 務 費		
	事 業 費		
	施設管理費		
	事務経費		
収支（A）－（B）			

事業別調書（年度別事業計画書）

事 業 名	目 的・内容等	実施時期回数	事業費（千円）

※具体的な事業内容を記入してください

誓 約 書

年 月 日

美濃加茂市長 藤井 浩人 宛

申請者
団体名
団体住所
代表者名
連絡先（電話）

以下の事項にいずれも該当しないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、美濃加茂市における一般競争入札の参加を制限される団体（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。）
- 2 当該団体の原因により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体（団体の役員、代表者及び構成員が該当する場合を含む。）

様式第4号（第3条関係）

※共同事業体の場合

誓 約 書

年 月 日

美濃加茂市長 藤井 浩人 宛

申請者

共同事業体名

団体名

団体住所

代表者名

連絡先（電話）

以下の事項にいずれも該当しないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、美濃加茂市における一般競争入札の参加を制限される団体（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。）
- 2 当該団体の原因により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定による指定の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体（団体の役員、代表者及び構成員が該当する場合を含む。）

表紙

(令和5年度～令和11年度)

中之島公園指定管理者募集

提案書

応募団体名

目 次

番号	書 類 名	様式番号	ページ番号
①	施設の設置目的に関する提案書	様式第 5 号	
②	利用者の平等な利用に関する提案書	様式第 6 号	
③	実施事業のサービス向上、利用者数・稼働率向上に関する提案書	様式第 7 号	
④	施設の維持管理運営経費縮減に関する提案書	様式第 8 号	
⑤	物的能力及び人的能力に関する報告書・提案書	様式第 9 号	
⑥	危機管理能力に関する提案書	様式第 1 0 号	
⑦	地域との協働等に関する提案書	様式第 1 1 号	
⑧	その他施設の管理が適正に行われることに関する提案書	様式第 1 2 号	

※ページ番号欄に、該当するページ番号を記載すること。

様式第5号

施設の設置目的に関する提案書

◆中之島公園の設置目的が十分に達成される事業計画を提案してください。

【評価項目（着眼点）】

- ① 事業計画は中之島公園の効用を最大限に発揮し、設置目的に沿った成果が十分に得られるものであるか。

※ この様式を提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。

※ 提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則A4サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限りA3サイズ片面刷りとしてください。

※ 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上としてください。

※ ページ数は6ページまでとします。ただし、この様式は、ページ数に含めません。

様式第6号

利用者の平等な利用に関する提案書

- ◆ 中之島公園における利用者の平等な利用を確保するための方策について、提案してください。

【評価項目（着眼点）】

- ① 中之島公園における利用者の平等な利用について、適切な方策がとられているか。（不当な差別的取扱いの禁止など）

※ この様式を提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。

※ 提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則A4サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限りA3サイズ片面刷りとしてください。

※ 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上としてください。

※ ページ数は6ページまでとします。ただし、この様式は、ページ数に含めません。

様式第7号

実施事業のサービス向上、利用者数・稼働率向上に関する提案書

- ◆ 中之島公園におけるサービス向上、利用者数・稼働率の向上を図る具体的な取組み、事業計画について、以下の評価項目に沿って提案してください。

【評価項目（着眼点）】

- ① 仕様書に定められた業務や年間の事業計画等について、効果的・効率的に実施するための具体的な提案がされているか。
- ② 利用者へのサービス向上（自主事業等）に関する具体的な提案がされているか。自主事業において収益が見込まれる場合は、その収益の一部を利用者に還元する具体的な取組み（施設投資を含む）が提案されているか。
- ③ 中之島公園の利用促進（広報、営業等）に関する具体的な提案がされているか。
- ④ 利用者の要望、苦情を適切に把握・対応し、サービス向上につなげる具体的な提案がされているか。

※ この様式を提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。

※ 提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則A4サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限りA3サイズ片面刷りとしてください。

※ 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上としてください。

※ ページ数は6ページまでとします。ただし、この様式は、ページ数に含めません。

様式第8号

施設の維持管理運営経費縮減に関する提案書

- ◆ 中之島公園の維持管理運営経費の縮減、費用対効果の向上を図る具体的な取組み、収支計画について、以下の評価項目に沿って提案してください。

【評価項目（着眼点）】

- ① 中之島公園の収支計画は適切かつ実現可能な内容となっているか。（過大な収支が見込まれている。必要な経費が支出に計上されていないなど不適切な点はないか。）
- ② 維持管理運営経費の縮減、費用対効果の向上を図る具体的な提案がされているか。
- ③ 指定管理料の上限額に対する提案価格（経費縮減効果）

※ この様式を提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。

※ 提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則A4サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限りA3サイズ片面刷りとしてください。

※ 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上としてください。

※ ページ数は6ページまでとします。ただし、この様式は、ページ数に含めません。

様式第9号

物的能力及び人的能力に関する報告書・提案書

- ◆ 中之島公園の維持管理・運営及び事業を安定的に実施するために必要な物的能力及び人的能力を有していることについて、以下の評価項目に沿って報告・提案してください。

【評価項目（着眼点）】

- ① 過去の決算や業績から経営状況は良好であるか。
- ② 同種施設の運営実績があり、維持管理・運営に関するノウハウがあるか。
- ③ 事業計画を実施するために適正な管理体制が組織され、管理責任者が明確に示されているか。
- ④ 業務遂行に必要な資格者、経験者及び人員の配置が確保されているか。
- ⑤ 職員研修に関する方針や計画が具体的に示されているか。
- ⑥ 労働法令、その他関係法令等を遵守する体制・仕組みが整えられているか。

※ この様式を報告・提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。

※ 報告・提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則A4サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限りA3サイズ片面刷りとしてください。

※ 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上としてください。

※ ページ数は6ページまでとします。ただし、この様式は、ページ数に含めません。

様式第 10 号

危機管理能力に関する提案書

◆ 危機管理体制について、以下の評価項目に沿って提案してください。

【評価項目（着眼点）】

- ① 緊急時、災害時の対応策や連絡体制が明確に示されているか。
- ② 利用者及び職員の安全管理に関する体制・仕組みが適切に整えられているか。
- ③ 個人情報の管理体制が適切に整えられているか。

※ この様式を提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。

※ 提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則 A 4 サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限り A 3 サイズ片面刷りとしてください。

※ 文字の大きさは、原則として 10.5 ポイント以上としてください。

※ ページ数は 6 ページまでとします。ただし、この様式は、ページ数に含めません。

様式第 1 1 号

地域との協働等に関する提案書

◆ 地域との協働等について、以下の評価項目に沿って提案してください。

【評価項目（着眼点）】

- ① 地域・ボランティア団体等との連携や協働に関する具体的な提案がされているか。
- ② 市民の就労促進に寄与し、物品の調達、外部委託等について市内事業者に配慮しているか。

※ この様式を提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。

※ 提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則 A 4 サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限り A 3 サイズ片面刷りとしてください。

※ 文字の大きさは、原則として 1 0 . 5 ポイント以上としてください。

※ ページ数は 6 ページまでとします。ただし、この様式は、ページ数に含めません。

様式第 1 2 号

その他中之島公園の管理が適正に行われることに関する提案書

- ◆ その他中之島公園の管理を適正に行うための具体的な取組み、事業計画について、以下の評価項目に沿って提案してください。

【評価項目（着眼点）】

- ① まちづくり（木曽川中流域の賑わい創出）に配慮した事業活動が計画されているか。
- ② SDGs に取り組む事業活動が計画されているか。

※ この様式を提案資料の前頁に添付してください（ページ番号も記す）。

※ 提案資料の書式については任意書式とします。ただし、原則 A 4 サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限り A 3 サイズ片面刷りとしてください。

※ 文字の大きさは、原則として 1 0 . 5 ポイント以上としてください。

※ ページ数は 6 ページまでとします。ただし、この様式は、ページ数に含めません。

見 積 書

美濃加茂市長 藤井 浩人 宛

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名
担 当 者 氏 名
連 絡 先

印

1 業 務 名 中之島公園指定管理業務

2 指定管理料見積金額（総額）

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額										

<内訳>

年 度	金 額
令和 5 年度	円
令和 6 年度	円
令和 7 年度	円
令和 8 年度	円
令和 9 年度	円
令和 1 0 年度	円
令和 1 1 年度	円
合 計	円

<注意事項>

- 見積金額の有効数字直前に「¥」を付すこと。
- 見積金額（総額）と内訳の合計が合致すること。
- 見積書には、消費税（10％）等全ての経費を含んだ金額を記入すること。

年 月 日

見 積 書

美濃加茂市長 藤井 浩人 宛

共同事業体名
(代表団体)
所 在 地
団 体 名
代表者職氏名
担 当 者 氏 名
連 絡 先

印

- 1 業 務 名 中之島公園指定管理業務
2 指定管理料見積金額（総額）

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額										

<内訳>

年 度	金 額
令和 5 年度	円
令和 6 年度	円
令和 7 年度	円
令和 8 年度	円
令和 9 年度	円
令和 1 0 年度	円
令和 1 1 年度	円
合 計	円

<注意事項>

- 1 見積金額の有効数字直前に「¥」を付すこと。
2 見積金額（総額）と内訳の合計が合致すること。
3 見積書には、消費税（10％）等全ての経費を含んだ金額を記入すること。

様式第 1 4 号

共同事業体による申請等に関する委任状

年 月 日

美濃加茂市長 藤井 浩人 宛

共同事業体の名称
(代表団体) 所 在 地
団体の名称
代表者氏名 (印)

施設の名称	
-------	--

上記施設の指定管理者の公募に参加するため、次のとおり共同事業体を結成し、募集要項に基づき美濃加茂市との間における次に掲げる事項に関する権限を代表団体に委任します。

本共同事業体が当該施設の指定管理者として指定された場合は、代表団体及び構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い本共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体の名称	
同事務所の所在地	
共同事業体の代表団体（受任者）	共同事業体の構成団体（委任者）
所 在 地	所 在 地
団体の名称	団体の名称
代表者氏名 (印)	代表者氏名 (印)
共同事業体の構成団体（委任者）	共同事業体の構成団体（委任者）
所 在 地	所 在 地
団体の名称	団体の名称
代表者氏名 (印)	代表者氏名 (印)
共同事業体の成立及び解散の時期並びに委任の期間	本共同事業体は、 年 月 日に成立し、当該施設に係る指定の期間満了の後 ヶ月を経過する日までは解散することができない。 ただし、本共同事業体が当該施設の指定管理者として指定されなかったときは、指定管理業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。 委任の期間は、本共同事業体が成立した後、解散するまでの間とする。
委 任 事 項	1 指定管理者の指定の申請（応募）に関すること。 2 指定管理料等の請求及び受領に関すること。 3 指定管理業務等に係る契約（協定）締結に関すること。 4 本共同事業体に属する財産の管理に関すること。
そ の 他	1 共同事業体協定書（別紙）に基づく権利義務を第三者に承継又は譲渡することはできない。 2 共同事業体協定書（別紙）に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする

※共同事業体として公募に参加する場合は、委任状及び共同事業体協定書を提出してください。

※団体の数が4者を上回る場合は、この作成例に準じて作成してください。

質 問 書

美濃加茂市長 藤井 浩人 宛

所 在 地
法 人 名
代表者職氏名
担 当 者 氏 名
連 絡 先

中之島公園指定管理者募集要項、業務仕様書等に関し、以下のことについて質問がありますので提出いたします。

項 目	
質問内容	

※ 質問は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載してください。
※ 質問と回答は、市のホームページにおいて公表します。